

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案に関する意見募集について

令和 7 年 5 月 21 日
国土交通省物流・自動車局
物 流 政 策 課

国土交通省では、別紙のとおり流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案について検討を進めております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることも検討させていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

- ・ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案（別紙）

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省物流・自動車局物流政策課において資料を配布します。

3. 意見募集期間

令和 7 年 5 月 21 日（水）13 時 00 分 ～ 令和 7 年 6 月 20 日（金）13 時 00 分（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

後掲の意見提出様式にならい、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。FAX・電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

（１）「電子政府の総合窓口（e-Gov）」を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の意見提出フォームに従って、氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、御提出ください。

（２）電子メールの場合（テキスト形式で氏名、所属、住所、電話番号、電子メールアドレス、御意見（御意見の対象部分、御意見、御意見の理由）を記載の上）

電子メールアドレス：hqt-shin_bukkoho_r6@gxb.mlit.go.jp

国土交通省物流・自動車局物流政策課 意見募集担当 宛

※注意事項※

- ・ 件名には、必ず「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案に対する意見」と明記してください。
- ・ 文字化け等を防ぐため、半角カナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。
- ・ 添付ファイルではなく、必ずメール本文に御意見を記載してください。

（３）郵送の場合（別添の意見提出様式をご使用の上）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 国土交通省物流・自動車局物流政策課 意見募集担当 宛

※注意事項※

- ・封筒に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案に対する意見」と明記してください。

5. 留意事項

皆様から頂いた御意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることがあります。御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。また、意見・情報の内容に応じ、国土交通省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

また、頂いた御意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめ御承知おき下さい。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局物流政策課 意見募集担当

電話番号（直通） 03-5253-8801

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線41832）

国土交通省物流・自動車局物流政策課 意見募集担当 宛

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の
一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案に対する意見

1. 氏名

2. 所属（法人名等）

3. 住所（任意）

4. 電話番号

5. 電子メールアドレス

6. 意見

（意見ごとに必ず下記事項を記載）：

【意見の対象部分】（該当する法令名・ページ・行番号など）

【意見】

【意見の理由】（意見の根拠となる出典等があれば添付又は併記）